

公益社団法人藤沢農業振興公社 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人藤沢農業振興公社（以下「公社」という。）と称する。

(事務所)

第2条 公社は、主たる事務所を岩手県一関市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 公社は、農地の保全管理及び有効活用の促進、農業の担い手の育成及び定着の促進並びに農産物の販路の開拓に関する事業を行い、もって一関市藤沢地域の農業振興、国土の有効な利用及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 公社は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 農地の保全・管理及び有効活用の促進に関する事業
- (2) 農業の担い手の育成及び定着の促進に関する事業
- (3) 農産物の販路の開拓に関する事業
- (4) 農作業の受託及び農業用機械の貸出に関する事業
- (5) 前各号に附帯する事業のほか、公社の目的達成に必要な事業

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 公社の事業に賛同する個人又は団体であつて、次条の規定により公社の社員となったものをもって構成する。

(社員の資格の取得)

第6条 公社の社員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 公社の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になったとき及び必要に応じて、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 公社の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総社員が同意したとき。
- (2) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎年度5月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 社員総会を招集する場合は、理事長は、社員総会の日の2週間前までに、社員に対して、

会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、社員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、当該社員総会において出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、各社員につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使)

第18条 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面又は電磁的記録を理事長に提出することにより、他の社員を代理人として議決権を行使させることができる。

- 2 前項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、議長及び総会において選任された議事録署名人2名以上は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第20条 公社に次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上10名以内
- (2) 監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、1名を副理事長とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「法人法」という。）上の代表理事とし、副理事長をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

（役員を選任）

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

（理事の職務及び権限）

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款の定めるところにより、公社を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事会において別に定めるところにより、公社の業務を分担執行する。
- 3 理事長及び副理事長は、4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、公社の業務及び財産の状況を調査することができる。

（役員任期）

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

（役員解任）

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 会社に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、この定款で別に定める事項のほか、次に掲げる職務を行う。

- (1) 会社の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長、副理事長の選定及び解職
- (4) 前各号のほか、会社の運営上必要な事項

(開催)

第29条 理事会は、毎事業年度開始前及び事業年度終了後2箇月以内に開催するほか、必要がある場合に随時開催する。

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、各理事が理事会を招集する。

3 理事会を招集する場合は、理事長は、理事会の日の7日前までに、各理事及び各監事に対して、会議の日時、場所、目的たる事項並びにその他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、理事会は招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長が欠席の場合には、あらかじめ理事会で定める順位に従い、その他の理事が議長の職務を代行する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第33条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第34条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第22条第3項の規定による報告に適用しない。

(議事録)

第35条 理事会の議決については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、理事長が出席しない場合は、出席した理事及び監事の全員が記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 資産は、農地利用調整特定資産（以下「特定資産」という。）及びその他の資産で構成する。

2 その他の資産は、特定資産以外の資産とする。

3 前項の資産のうち重要な資産は、次に掲げる固定資産とする。

(1)土地及び建物

(2)取得価格が500万円以上の機械及び設備

(特定資産)

第37条 特定資産は、第4条第2号に掲げる事業のうち農地利用調整資金貸付事業を行うため、藤沢町からの寄付金で造成された資産とする。

2 特定資産及びその運用益は、農地利用調整資金貸付事業及び当該事業の業務に必要な経費以外の経費には充てない。

(資産の維持管理及び処分)

第38条 資産は、理事長が維持管理する。

2 特定資産は、別に定めがある場合を除き、これを処分し、又は担保に供してはならない。

3 特定資産は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管する。

4 特定資産及び重要な資産以外の資産は、別に定めるところにより管理する。

(事業年度)

第39条 公社の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第40条 公社の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前までに、理事長が作成し理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様する。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第41条 公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告書

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第42条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号。以下「認定法」という。）第11条第1項の各号に掲げる事項につき定款の変更（軽微変更を除く。）をしようとするときは、その事項につき、行政庁の認定を受けなければならない。

(解散)

第44条 公社は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の分配制限)

第45条 公社は、剰余金の分配をすることはできない。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第46条 公社が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第47条 公社が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 公社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(事務局)

第49条 公社の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事長が理事会の承認を経て任免する。
- 4 前項以外の職員は、理事長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事長が理事会の決議により別に定める。

第11章 雑則

(委任)

第50条 この定款に定めるもののほか、公社の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号。以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 会社の最初の理事長は、小野寺勝之とする。
- 3 会社の最初の副理事長は、千葉孝とする。
- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第39条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。